

NPO知って得する・知らなきゃ損する情報

指定管理者制度

これまでは、公の施設管理は「管理委託制度」によって、地方公共団体の出資法人（財団法人や社団法人）、公共団体等に限り行なわれてきました。これを改め、地方公共団体の指定を受けた者が「指定管理者」として管理を代行できるとしたのが「指定管理者制度」です。そして指定管理者の範囲は、営利企業やNPO等を含む民間事業者となっています。

この改正地方自治法は、平成15年9月施行になり、各自治体は平成18年9月1日までの経過措置期間3年の内に、各施設に関して直轄管理か「指定管理者制度」に移行するか決定することになります。千葉県は、3月議会で「千葉県公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例」を決めたところです。

この「指定管理者制度」によって、公共サービスの質が低下しないか、特定者の利潤追求の助長になりはしないか等懸念される面も指摘されています。市民にとって身近な施設の管理は、NPOも当事者になる可能性があり、大いに関係する課題として注目しましょう。

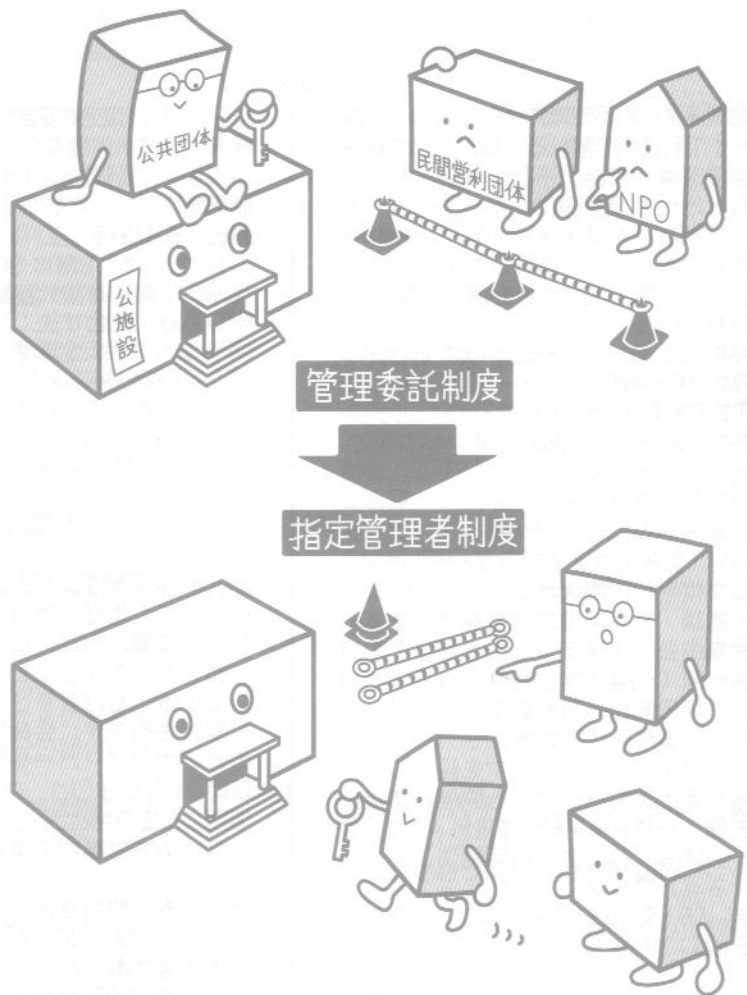


イラスト 山田タクヒロ

NPO&A よくある疑問

千葉県NPO活動提案募集事業で採択され、委託事業を実施したのですが、税務署では税法上の収益事業にはあたらないと言われました。「委託事業」は税法上の収益事業33業種の内「請負業」とは、違うのでしょうか。

税務署の判断に従うことでよいと思います。その際、書類など眼を通した担当者の名前を控えておくことをお勧めいたします。このような件に関してさまざま相談が寄せられてい

ますが、県内の税務署でも見解が分かれる事項も見受けられるからです。

委託事業は本来、請負業にあたると思われませんが、企画提案時の見積書から判断して、事業費は「実費弁償」と見なされたのでしょう。

「実費弁償方式」とは、契約に基づき受ける対価が実費を超えないことが明らかな場合（例えば、経費が余った場合には返金すること）で、税務署長の確認を得ることを条件に、収益事業には該当しないとされることです。また、日当を支払う場合には、内規として「旅費規程」をつくり、日当額などを取り決めておくことが良いでしょう。

尚、他に収益事業にあたるような事業を一切行っていない場合は、法人住民税の減免申請ができます。

発行：千葉県

編集：特定非営利活動法人

ちば市民活動・市民事業サポートクラブ

■〒261-0011 千葉市美浜区真砂 5-21-12

■TEL 043-303-1688 FAX 043-303-1689

■http://www2.odn.ne.jp/npo-club

■E-mail: npo-club@par.odn.ne.jp

■事務所：月～金曜日 9：30～18：00

土曜日 野外講座開催 日曜定休

この情報誌は 5000部発行し、県内NPO 1000団体へ郵送、県市町村の窓口へ配布しています。

また全国の市民活動・NPO支援団体や関連団体にも配布しています。

デザイン・イラスト/原 景子